

## 【韓国】低炭素グリーン成長基本法の制定

海外立法情報課・白井 京

\* 2009年12月29日、韓国国会本会議は低炭素グリーン成長基本法案を可決した。2010年1月13日に公布され、2010年4月14日に施行される予定である。同法は、地球温暖化対策の推進と環境科学技術産業(グリーン産業)の育成を関連付けて規定し、これを経済成長の新たなけん引力にすることを目指すもので、温室効果ガス排出量取引制度の導入も規定している。

### 経緯

李明博大統領は、かねてからグリーン・ニューディールに積極的な姿勢を示してきた。2009年1月、韓国政府は「グリーン・ニューディール推進方策」を(注1)、同年7月には「グリーン成長5か年計画」を発表しており、その基盤となる法律の制定が待たれていた。

今回制定された法律は、政府提出法案と3名の議員が提出した議員提出法案を統合・補完して所管委員会である気候変動対策特別委員会が作成した法案であり、全7章64か条の本則と4か条の附則からなる(注2)。

### 法律の概要

**第1章 総則(第1~8条)**では、法律の目的、法律で使用する用語の定義、基本原則並びに国、地方自治体、事業者及び国民の責務等について定めている。この法律は、低炭素グリーン成長に必要な基盤をつくり、グリーン産業を新しい成長の力として活用して経済発展を試み、低炭素社会の実現を通じて国際社会において責任を果たす先進一流国家になるのに貢献することを目的とする(第1条)。「グリーン成長」とは、エネルギーと資源の節約や効率的な使用により気候変動と環境破壊を減らし、クリーンなエネルギーやグリーン技術の研究開発を通じて新しい成長力や雇用につなげるなど、経済と環境が調和をなす成長をいう(第2条)。

**第2章 低炭素グリーン成長国家戦略(第9~13条)**では、国家戦略と各行政機関の計画策定及び施行等について定める。政府は、低炭素グリーン成長のための政策目標、推進戦略、重点推進課題等を含む「グリーン成長国家戦略」を大統領の下に設置されるグリーン成長委員会等の審議を経て策定し、施行する(第9条)。それに基づき、各行政機関及び地方自治体は各々推進計画を策定し、施行する(第10~11条)。

**第3章 グリーン成長委員会等(第14~21条)**では、大統領直属のグリーン成長委員会の構成及び運営、その機能、分科委員会等について定める。同委員会は国務総理、関係閣僚のほか気候変動やエネルギー資源等の専門家を中心とする委員50名により構成され、政策の基本方向や国家戦略の策定について審議する(第14~15条)。

**第4章 低炭素グリーン成長の推進（第22～37条）**では、グリーン産業への支援、雇用創出等について定める。グリーン産業を育成し持続可能な発展を追求する経済を「グリーン経済」と位置付け、グリーン経済の育成や、既存産業のグリーン産業への転換を促進させるために、政府は支援施策を策定する（第22～23条）。関連技術開発や事業を活性化するために、グリーン産業への投資収益を目的とする投資会社の設立根拠を置く（第29条）。国は、環境と調和した物品の生産やサービスを促進する方向で国の租税制度を運営する（第30条）。その他、標準化及び認証（第33条）、グリーン産業における雇用創出（第35条）等が規定される。

**第5章 低炭素社会の実現（第38～48条）**では、気候変動対応（第38条）とエネルギー政策（第39条）の基本原則を各々定めた上で、温室効果ガスを画期的に削減するための温室ガス排出中長期削減目標設定や部門別、段階別対策、エネルギー需要管理及び安定的確保対策等を含む「気候変動対応基本計画」と「エネルギー基本計画」を政府が策定し施行するよう定めている（第40～41条）。政府は温室効果ガス削減、省エネルギー、再生可能エネルギーの普及拡大のために目標を設定し管理する（第42条）。一定以上の規模の温室効果ガス排出事業者は、毎年排出量及びエネルギー使用量を政府に報告するよう義務付けられ、政府は温室効果ガス総合情報管理システムを構築し運営する（第44～45条）。政府はキャップ・アンド・トレード方式の温室効果ガス排出量取引制度を運営し、具体的な内容については別途の法律に定める（第46条）。

**第6章 グリーン生活及び持続可能な発展の実現（第49～59条）**では、環境と経済が調和したグリーン国土や低炭素交通システムの構築、グリーン成長のための生産消費文化を広めることで持続可能な発展を実現すると規定する。（第51、53、57、59条）。

**第7章 補則（第60～64条）**では関係機関への資料提出要求、国際協力、国会報告、国家報告書の作成（第60～63条）と、過料（第64条）について定めている。

大統領府の報道資料によれば、李明博大統領は同法の公布に際し、韓国が国際社会におけるグリーン成長先導国となるための強力な法的・制度的基盤が作られたと強調し、今回の基本法制定は「終わりのない新しい始まり」であるとして低炭素グリーン成長の実現に向けた各界各層の協力と支援を呼びかけたとされる（注3）。

注（インターネット情報はすべて2010年1月25日現在である。）

(1) 白井京「李明博大統領のグリーン・ニューディール」『外国の立法』No.238-2, 2009.2, pp.18-19.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23802/02380209.pdf>>

(2) この低炭素グリーン成長基本法については、『外国の立法』No.243号（2010年3月10日刊行予定）において解説及び法律の全訳を掲載する予定である。そちらも参照されたい。

(3) 「李 대통령, 『저탄소 녹색성장 기본법』 공포안 서명」(李大統領「低炭素グリーン成長基本法」公布案に署名)『青瓦台ニュース』2010.1.13.<<http://www.president.go.kr/kr/index.php>>